船舶通信員 航空通信員		高校卒	1級1号俸
海上保安官		海上保安大学校専攻科修了	1級24号俸
		海上保安学校本科の修業年限2年の課程卒	1級11号俸
		海上保安学校本科の修業年限1年の課程卒	1級7号俸

別表第二の公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第二項中「この表」の次に「又は第4項の表」を加え、同表の備考に次の二項を加える。

3　試験欄の「専門職（大卒二群）」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職A又は矯正心理専門職Bの結果に基づいて職員となつた者で、少年鑑別所において資質の鑑別に関する職務に従事するもの（大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給欄の号俸が「1級22号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

4　平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		2級1号俸
	Ⅱ種		1級21号俸
	Ⅲ種		1級1号俸
	A種		1級22号俸
	B種		1級11号俸

別表第二の研究職俸給表初任給基準表の表を次のように改める。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	総合職（院卒）		2級15号俸
	総合職（大卒）		2級5号俸
	一般職（大卒）		1級25号俸
	一般職（高卒）		1級5号俸
	専門職（大卒一群）		2級2号俸
	専門職（大卒二群）		1級25号俸
	専門職（高卒）		1級5号俸
		博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級37号俸
		博士課程修了	2級33号俸
その他		修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	2級13号俸
		高校卒	1級1号俸

別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第二項中「この表」の次に「又は第5項の表」を加え、同表の備考第三項中「「Ⅰ種」」を「「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」」に改め、同表の備考第四項中「前項」の次に「又は第6項」を加え、同表の備考に次の二項を加える。

5　平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	Ⅰ種		2級5号俸
	Ⅱ種		1級25号俸
	Ⅲ種		1級5号俸
	A種		2級2号俸
	B種		1級15号俸

6　試験欄の「Ⅰ種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもつて充てる必要のある官職に採用されるものについては、前項の表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「2級33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「2級17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

別表第二の医療職俸給表(一)初任給基準表の表中

薬剤師	大学卒	2級1号俸

を

薬剤師	大学6卒	2級15号俸
	大学卒	2級1号俸

に改め、同表の備考に次の一項を加える。

3　薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第三の大学卒の欄第三号中「学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了」を「(1)学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2)上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格」に改め、同欄第四号中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第六の行政職俸給表(一)任級期間表の備考第一項中「Ⅰ種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に、「正規の試験」を「採用試験又は経験者採用試験」に、「Ⅰ種の」を「総合職（院卒）又は総合職（大卒）の」に、「Ⅲ種の」を「一般職(高卒）又は専門職（高卒）の」に改め、「、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と」を削り、同表の備考第三項中「第1項」の次に「及び第6項」を加え、同表の備考第四項中「有する者」の次に「(第7項において「第2級総合無線通信士等」という。)」を加え、「この表」を「第1項の規定」に、「Ⅲ種」を「一般職（高卒）又は専門職（高卒）」に改め、同表の備考に次の二項を加える。